

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会相談支援事業所社協とちぎ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会が設置する相談支援事業所社協とちぎ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障がい者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が、特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に、不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、前2項の他、法に基づく事業の人員及び運営に関する基準に定める内容を遵守する。事業は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、配慮して行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所 社協とちぎ
- (2) 所在地 栃木県栃木市今泉町2丁目1番40号
(栃木市栃木保健福祉センター内)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上
相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等

利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(対象者)

第6条 事業所において指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること。
- (2) サービス利用計画及び障害児支援利用計画（以下「利用計画」という。）の作成に関すること。
- (3) 地域のサービス事業者の情報を、適正に利用者等に提供すること。
- (4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること。
- (5) 利用計画の原案を作成すること。
- (6) サービス担当者会議を開催し、利用計画の原案内容について、意見を聴取すること。
- (7) 利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること。
- (8) 利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町へ写しを提出すること。
- (9) 利用者の居宅を訪問し、利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。
- (10) 必要に応じ、利用計画の変更を行うこと。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 法定代理受領を行わない指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を提供した際は、利用者から法に規定する額の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の、事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することができる。

- (1) 事業所から、片道10キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から、片道10キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族若しくは保護者に対して、事前に文書で説明をした上で、利用者又はその家族若しくは保護者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施地域は、栃木市の全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止等のための担当者の設置
- (2) 虐待の防止等のための対策を検討する委員会の開催及び従業者に対する検討結果の周知徹底
- (3) 虐待の防止等のための指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止等のための研修の定期的な実施
- (5) 利用者の希望や必要に応じた成年後見制度の利用支援
- (6) 苦情解決体制の整備
- (7) その他虐待の防止等のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等に関する事項)

第11条 事業所は、当事業所において感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者に対する検討結果の周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施
- (4) その他感染症予防及びまん延の防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情解決)

第13条 事業者は、提供した事業に関する利用者又は家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記録する。
- 3 事業者は、利用者又は家族等からの苦情に関して、栃木市長又は関係市町長が行う調査等に協力するとともに、栃木市長又は関係市町長からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、相談支援専門員等の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 地域で障がい者やその家族が安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点として必要な支援（駆けつけ応援）を行う。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的に言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 6 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月18日から施行する。